

魚津市告示第89号

令和2年度魚津市新生児特別定額給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年8月7日

魚津市長 村椿 晃

令和2年度魚津市新生児特別定額給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市新生児特別定額給付金支給事業（以下「給付金支給事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 市長は、この要綱の定めるところにより、魚津市新生児特別定額給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象となる者（以下「対象新生児」という。）は、令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生した者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 出生により初めて魚津市に住民登録された者で、第6条に規定する給付金の申請の日において引き続き魚津市に住民登録されているもの。

(2) 令和2年12月31日までに転入し、魚津市に住民登録された者で、第6条に規定する給付金の申請の日において魚津市に住民登録されているもの。

2 前項の規定にかかわらず、他の都道府県、市（特別区を含む）又は福祉事務所を管理する町村から同様の給付金をすでに受けている者は対象新生児としないものとする。

(申請・受給者)

第4条 給付金の申請及び受給ができる者（以下「申請・受給者」という。）は、対象新生児と同一世帯の父又は母で、2か月以上継続して魚津市に住民登録しているものとする。

2 対象新生児の父及び母がともに死亡するなどの理由により対象新生児の申請・受給者となるべき者がいない場合は、当該対象新生児と同一世帯の世帯主が2か月以上継続して魚津市に住民登録しているときは、当該世帯

主を申請・受給者とみなす。

(給付額)

第5条 給付金の額は、対象新生児1人につき10万円とする。

(給付金の申請)

第6条 申請・受給者は、新生児特別定額給付金申請書(兼請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 受取口座確認書類の写し

(3) 第4条第2項により申請する場合は、当該申請・受給者であることが確認できる書類

(申請の方法及び申請期限)

第7条 申請書の提出方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 郵送による提出

(2) 窓口における提出

2 申請期限は、令和3年3月15日までにとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条に規定する給付金の申請があったときは、当該給付金申請に係る書類をすみやかに審査し、給付金の支給の可否を決定する。

2 前項の規定により、給付金の支給の可否を決定したときは、当該申請・受給者に対し書面により通知するものとする。

(支給の方法)

第9条 給付金の支給は、申請・受給者が指定した受取口座に口座振込の方法により行うものとする。

(口座振込不能の通知等)

第10条 市長は、口座振込による給付金の支給ができなかった場合には、直ちに新生児特別定額給付金口座振込不能通知書(様式第2号)により申請・受給者にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請・受給者は、新生児特別定額給付金口座振込訂正依頼書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長が第1項の規定に基づく通知を行ったが、申請・受給者から新生児特別定額給付金口座振込訂正依頼書の提出がなく、かつ、市長が確認等に努めてもなお給付金の申請期限までに確認ができない場合には、当該給付金の申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、対象新生児及び申請・受給者の要件、申請の方法、申請期限その他給付金支給事業の概要について、

広報その他の方法により住民への周知を図るものとする。

(給付申請が行われなかった場合の取扱い)

第12条 市長が前条の規定により周知を行ったにもかかわらず、申請期限内に申請・受給者から第6条に規定する給付金の申請が行われなかった場合、申請・受給者が給付金の支給を辞退したものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 申請・受給者は、給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

新生児特別定額給付金申請書(兼請求書)

市区町村  
受付印

申請日	令和 年 月 日
魚津市長 あて	

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		昭和・平成 年 月 日	
Ⓜ			電話 ( )

下記の事項に同意の上、新生児特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認にあたり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- ③ 市が下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により、振込が完了せず、かつ申請期限までに市が申請者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

2. 対象の新生児

令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生した児童について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日
1				令和 2 年 月 日
2				令和 2 年 月 日
3				令和 2 年 月 日
4				令和 2 年 月 日
5				令和 2 年 月 日

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき10万円になります。

4. 魚津市以外の市町村において、同様の給付金の支給を受けていますか。(該当する項目にチェック(☑)をしてください。)

受けていない  受けている (市町村名 )

5. 給付金の受取口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. 漁協 6. 信漁連	本店 支店 本所 支所 出張所	普通		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(裏面も確認してください。)

(申請書裏面)

### 申請者本人確認書類

写し貼り付け

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ マイナンバーカードのコピー
- ・ 健康保険証のコピー
- ・ 年金手帳のコピー 等

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

### チェックリスト

(以下の項目について必ずご確認の上、確認後はチェック欄（□）にレを入れてください。)

- ①ご記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度確認ください。
- ②特にご記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することをご確認ください。
- ③添付書類に漏れがないかご確認ください。

様式第2号（第10条関係）

令和 年 月 日

申請者 様

魚津市長

新生児特別定額給付金口座振込不能通知書

令和 年 月 日付け支給決定した新生児特別定額給付金は、申請書（別紙写）に記載してありました振込先口座に手続きをとりましたが、振込不能となりましたので通知します。

別紙振込口座訂正依頼書に正しい振込口座を記入の上、返信してください。

なお、振込みする通帳等の写（口座番号、口座カナ名義が分かるもの）を必ず添付してください。

様式第3号（第10条関係）

新生児特別定額給付金口座振込訂正依頼書

魚津市長 あて

下記のとおり新生児特別定額給付金の振込先口座を訂正いたします。

申請者名

印

令和 年 月 日

（どちらか片方のみ選択し、記入してください。）

金融機関（ゆうちょ銀行以外）の口座へ振込みを希望する

銀行・金庫・農協・組合		本店・支店・支所・出張所					
口座種目（番号を○で囲んでください）		口座番号					
普通（総合）							
口座名義 （カタカナ）							

ゆうちょ銀行への振込みを希望する

通帳記号 （6桁目がある場合は、 ※欄に御記入ください。）						通帳番号					
1			0	※							
口座名義 （カタカナ）											